

哲學研究

第百十一號

第十卷
第六冊

菅家遺誠とその和魂漢才說

——目次——

前篇 根本史料の研究

第一章 菅家遺誠の寫本に就いて

第二章 菅家遺誠の板本に就いて

第三章 和魂漢才の石碑に就いて

中篇 偽作及び竄入の研究

第一章 菅家遺誠の偽作に就いて

第二章 第廿一第廿二兩章の竄入に就いて

後篇 日本思想史上に於ける菅家遺誠とその和魂漢才說との地位

第一章 偽作及び竄入の思想史的背景

第二章 菅家遺誠及びその和魂漢才說の後世に及ぼせる影響

加藤 仁平

動もすれば菅原道眞の作であると誤解され易い菅家遺誠及びその和魂漢才説に關する史料を提供し併せて考證的に研究せんとするのが本論文の目的である。即ち前篇に於てはその寫本板本及び石碑等の史料を掲げ、中篇に於ては是等の史料と他の文獻とに據つて、菅家遺誠の偽作と、教育史や倫理史の上で重大な意義を有する第廿一第廿二の兩章即ち

凡神國一世無窮之玄妙者、不可敢而窺知、雖學漢士三代周孔之聖經、革命之國風深可加思慮也(第廿一章)

凡國學所要、雖欲論涉古今、究天人、其自非和魂漢才不能闕其間與矣(第廿二章)

の竄入とに就いて考察し、後篇に於てはそれ等の日本思想史上に於ける大體の地位に就いて概説せんとしたものである。

前篇 第一章 菅家遺誠の寫本に就いて

菅家遺誠嘉永五年版の僧正光通の序に「其書流傳至尠、魯魚殊多」と見えてゐるから寫本の數も定めて少かつたであらう。今日迄に私の知り得た寫本の種類は僅に次の二三十種にしか上らない。而も其の大部分は後代のものゝ序跋等から推して存

在したであらうと思はれるものばかりで、現在確實に存在して居り、本研究に直接利用し得たものは其の三分の一にも充たない。菅家遺誠とその和魂漢才説とに關する研究は先づこの寫本を蒐集し校合することから始められねばならない。

一、菅給事庸安本 次に述ぶべき近衛家本の奥書に、右二卷之遺誠者自菅給事庸安朝臣傳寫之畢とあるからそれを信ずれば古く庸安といふ人の家に藏せられてゐたものと思はれる。而して同様の奥書が北野文叢本にもあつて且つ元弘二年五月下旬とあるから之に據れば元弘二年以前のものといふことになる。但し庸安が何時代の如何なる人物であるか、その庸安本がその後如何になつたか、及び庸安本と最初の偽作本との關係の如きは全然不明である。菅庸安の名は菅原氏の如何なる系圖にも見出すことが出来ないから、菅給事庸安本といふものが確に存在したものであるとは右の奥書を信ずる以外に何等斷言し得る確固たる資料を持ち得ない。近衛家本にあるから相當古い奥書ではあるが奥書その物は實は後人の偽作であらうと思ふ。六人部是香も大體同様の考をその著篤乃玉久志に述べてゐる。(後章參看)

二、藤原實純(元弘二年)本 前述の奥書の次に開府儀同藤原實純とあるから、近衛家本によれば嘉吉二年前に於て北野文叢本によれば元弘二年五月下旬に於て菅給事

庸安本を寫したものがあつたといふことになる。但し開府儀同程の位に上つた人であるが余は實純の系圖を見出してゐないので、菅給事庸安本に於けるが如くその寫本に對して何等正確なる知識を有してをらぬ。

三、藤原定常(嘉吉二年)本 前述の奥書の次に右之遺誠者依青門主之恩賻拜寫之尤儒門之祕文也、嘉吉二年十月廿二日、翰林學士 藤原定常とあるものがこれである。年號は藤原實純本の場合と異り、近衛家本にも北野文叢本にも共通である。但し定常の名を系圖に見出し得ず、その人物もその本の行先きも全然不明であるから、菅給事庸安本や藤原實純本と同じく、近衛家本北野文叢本屋代弘賢本等による外方法は無い。之も亦實在しなかつたものであらうと思ふ。

四、近衛家本 現に京都帝國大學圖書館に寄託され、近衛家寄託貴重書として保存されてゐる。此の冊胡蝶装をなし鳥子紙を用ゐて表裏俱に書いてゐる。その奥書には次の五行の外、別に何も記されてはゐないが、文字も頗る立派なもので元文元年、七十歳で薨去した攝政關白太政大臣近衛家熙公の自筆本と推定されてをり、大體元祿より稍後のものと認められてゐる。其の奥書に曰ふ。(原文無點)

右二卷之遺誠者自菅給事庸安朝臣傳寫之畢

右之遺誠者依青門主之恩阿拜寫之尤儒門之祕文也

開府儀同 藤原實純

嘉吉二年十月廿二日

翰林學士 藤原定常

本年一月二十一日京大圖書館事務室に山鹿司書官をお訪ねした際偶然近衛家寄託貴重書目解題に於て嘉吉二年の奥書を發見したこと、近衛家の寫本を直接手にして例の二章の無いことに興味を覺えたことが俄にこの稿を起さしめる唯一の動機となつたといふ點に於てこの稿と近衛家本とは極めて密接な關係を有するものである。本文については後章に於て他の寫本や板本と校合することにする。

五、東坊城家本 北野文叢本の奥書は、近衛家本のそれが僅に五行のみなるに反してその二倍以上から成つてゐるが其の始めに

右二卷之遺誠者自菅給事庸安朝臣傳寫之畢

元弘二年五月下旬

開府儀同 藤原實純

右之遺誠者依青門主之恩阿拜寫之尤儒門之祕文也

嘉吉二年十月廿二日

翰林學士 藤原定常

右以東坊城家藏本寫之者也、因云右件云々(原文無點)

とあるから右の如き奥書のものが北野文叢編輯の文政天保年代には東坊城家に存在したものであらうと思はれる。尤も同家の現存圖書目錄も知らず、同家からの調査報告をも頂いてゐないから、現存するか否かは斷言し得ない。唯北野文叢本によつて例の二章の無いことを想像し得るに止まる。然るに北野文叢の編者沙門宗淵の篤學を愛した(北野誌卷首、宗淵小傳による)といふ東坊城黃門聰長が當時本書を所藏してゐた筈であるのに、「さる書はありやなしや名をだにしらす」(時代は明瞭でないが大體相近い頃)と野々口隆正に答へてゐること、後に北野社東の石碑や京師學習院の學則に例の二章を表彰してゐるのを見ると、聰長の思想の變遷驚くべく不可思議の極みである。尙聰長に就いては後章に於て詳述することにする。

六、菅家本 北野文叢本の奥書によつて例の二章の無かつたことが察せられるのみでこの菅家が果して今の何家をさすかも明でない。菅家の一なる清岡子爵の如きも、東坊城以外の所藏者を承知せられない(同氏報)との事であるから之も或は東坊

城家本をさすのではないかと思はれる。

七、青門室本 藤原定常の嘉吉二年十月廿二日の奥書に「依青門主之恩、賄拜寫之」とあるから、若し之を信ずるとすれば當時既に青門室本が存在した事になるが、奥書そのものが前述の如く疑ふべきものであるから、茲に詳述するの要を見ない。唯後世確に存在したであらうと思はれる青門室本は北野文叢本によつて例の二章の無いことが窺はれるのみである。青門室とはいふまでもなく、京都粟田の青蓮院門跡の事であるが、同院の現存目録には見當らないとの事であり、同院事務所報「近來散逸して現在は存しないらしいとの事である。」(文部省囑托猪熊信男氏報)

八、野宮家本 京都帝國大學文學部陳列館所藏の子爵野宮家穀氏藏本、明治四十年十一月膽寫の野宮家藏書目録、二卷の中、乾の十九丁ウラ(寅)に菅家遺誠一冊と見えてゐるから、その頃までは現存してゐたものと思はれるが、その後野宮家本の大部分が東京帝國大學圖書館に移されたといはれてゐるに拘らず、例の大震災火災の爲めに所藏菅家遺誠の板本及び寫本ともに焼失したとの事である(同大學圖書館報から、この野宮家本も或はその災に罹つたものかも知れない。兎に角北野文叢本によつて例の二章の無い事が察せられるだけで詳細はわからない。

九、北野八島家本 八島家とは北野神社内御供所の事で、神饌所兼集會場であつた。八島家本に就いては北野文叢本によつて例の二章の無いことが察せられるだけで詳細はわからない。山田宮司のお話によると多分現存しないだらうとの事である。

一〇、塙檢校本(續群書類従本) 北野文叢本の奥書にある塙檢校本には第一卷末に例の二章なしとあるが、檢校本といふのは所謂續群書類従本と同一であらうと思ふ。續群書類従目録、下卷第九百四十六(京大陳列館藏木版本による)には實語教、童子教、君子教、君愼、假名教訓と共に菅家遺誠の名が見えてゐるが本書は未刊のものである。

日本教育文庫本臺本の一となつたものは黒川家に藏する寫本の續群書類従本であるが第一卷末の例の二章も第二卷末の奥書も記されてゐないとの事である。(黒川眞道氏報)

一一、中將嗣義本 次に述ぶべき天明四年村井古巖の獻納本によつて、相當古かるべきことゝ例の二章のないことが想像されるだけで他は全く未詳である。

一二、神宮文庫本 神宮文庫圖書目録に「合本、寫」とあるもので同文庫よりの御通知によれば、この寫本は天明四年村井古巖の獻納にかゝり左の奥書をもつてゐるが、年代は不明の由、

此一冊以中將嗣義朝臣之本書寫訖

右京權大夫 賀茂清茂

そして第一卷末の例の兩章はないこの事である。中將嗣義朝臣も右京權大夫賀茂清茂もその傳未詳なのでこの寫本の系統も亦不明である。但し獻納者村井敬義古巖に就いては其の弟村井忠著の識語、蜀山人の一話一言及び應羽龍年の伊勢詩志(安政五年)等に據つて井上和雄氏がその著慶長以來書賈集覽(大正五年刊)に於て比較的詳細に述べてゐる。それによれば彼は初め菱屋新兵衛といふ京都の吳服商であつたが、性來國學を好み且つ古書を愛するの念が深かつたから、蒐藏する所の珍書奇籍も亦頗る夥しかつた。かくて遂に業を改めて書賈となるや、自己の欲する所の珍書を售るに忍びず、「是れ天の我れに與ふる所焉んぞ他に奪はるゝを欲せんや」といつて人或は倍價を以てするも斷乎として之を辭したので其の數愈々富み無慮萬余部を計ふるに至つた。曾て慨然として曰く、

凡そ書の壽と壽ならざるとは一に其の所を得ると否とにあり。而して徒らに不朽を圖るのみならず、廣く之を利用せしむるに至つて始めて其の意義あるを認む。

と。遂に家藏の中から和書二千七百七部を選擇して是を伊勢林崎文庫に奉納した。時に天明四年甲辰八月であつた。蓋し伊勢宇治の名族蔭萊尙賢と縁故があつたので俱に相謀つてこの舉に出でたのである。天明六年の夏奥羽の勝を探らんと欲し先づ鹽竈に至つたが不幸にして疾に罹り終に同年五月廿九日祠官藤塚氏の家に歿した。尙遺藏の書數百部は藤塚氏の請に依つて之を鹽竈神社の神庫に納めた。後塙保己一が群書類從を校輯するに方つて林崎文庫に赴き其の古巖の獻本を底本にすること數百部に上つたといふ。其の弟村井忠著の識す所によれば「家兄諱敬義號古巖」とあり、蜀山人が一話一言には「後高野山に入て剃髮し名を古巖と改む」とある。又その店を勤思堂といつた慶長以來書賈集覽九〇―九一頁而して茲に所謂林崎文庫は他の文庫を合して明治三十九年十二月神宮文庫となつたものである。

一三、白井宗因本 浪華の醫士にして國學者である白井宗因(寛文七年歿)の著した神社啓蒙七卷(註二)は多田義俊によつて林道春の本朝神社考に勝るとまで稱賛されてゐるがその三八に菅家遺誠に就いて次の如き問答をしてゐる。

問菅家遺戒者有幾卷乎、曰小冊也、摘平素彝倫之要、而其列目幾三十條、尤有補於後世者矣(註二)

正確に條數を記してゐないが「幾三十條」とある以上三十五條本よりも三十三條本を見たものと考へる方が穩當であらうと思ふ。して見ればこの記事も例の二章の竄入年代を遅く考へさせる一の資料とならざるを得ない。

註一、寛文丁未冬十月序、寛文十年庚戌岡山散人兮齋胤謹識といふ跋を附して同九年上旬刊行したものである。

二、寛文十年の木版本による。大日本風教叢書第八輯に收めてゐる神社啓蒙卷之三、三十一頁には平假名交りに書き下してゐる。

一四、谷川士清本 寶曆二年版の日本書紀通證卷一、一八丁表の細註に菅家遺誠を引用してゐるから白井宗因本の場合に於けると同じく谷川士清が所藏してゐたか否かは別として寫本を寶曆二年以前に於て見てゐたことは察せられる。そこには第四章を引用してゐるがその末文が「當至其細塵」となつてゐるところを以てすれば當時この種の寫本の存在してゐたことが窺はれる。中篇に詳述する筈であるが當時は未だ第廿一、第廿二の兩章は竄入されてゐなかつた筈であるし、且つ第廿二章の「凡國學所要云々」は彼自身の文である。今按以下に書いてある彼自身の文であるにも拘らず、野々口隆正は其の著やまとたましひ一に於て「この文を谷川士清が日本書紀

通證にひきいでて、點をつけたるにも云々として明に讀み違へてゐる。(四丁ウラ)谷川士清は第四章の外にも菅家遺誠を引用して次の如くよませてゐる。

日本書紀通證卷一、十二丁表

菅家遺誠曰仁君之要政者以撫民爲本、民者神明_{ノミタマモ}、_{復也}

又曰本朝之綱、孝者以敬神明爲最上、神德之微妙豈有他成

同卷十三丁表裏

菅家遺誠曰大鹿島之命爲祭主之時者神器及闕弊則以眞坂樹連葉爲平敷以膳手_{カシハデ}之葉爲葉_{ヒラデ}、_{令足其便中}、大兄、皇子者新冠不在其頭、則以眞木之群鬢爲冠、向拜乎天皇焉、彼神臣此儲王古蹟之影照、萬世之子臣、最以神而入_ユ、_{立者也}

神武紀以木爲
發出、神代紀

大鹿島見垂仁紀中、大兄
見舒明紀、以葉爲盤出

一五、屋代弘賢本(弘賢の藏本とその原本) 屋代弘賢の藏書は現に徳島縣立光慶圖書館に所藏されてゐる。徳島中學校圖書館の手を経て光慶圖書館司書庄田哲夫氏の懇切なる回答を頂いたが、それによれば屋代弘賢の藏書であつた不忍文庫は蜂須賀侯爵家よりの寄託圖書阿波國文庫中にあつて、最初徳島中學校附屬圖書館にあつたものを光慶圖書館の開館と同時に改めて受託したものであるがその不忍文庫中

に菅家遺誠の寫本が現存してゐる。その奥書は庄田氏の御厚意によつて原本の謄寫を送つて頂いたが前述近衛家本のと同一のものに更に次の二行が加つたものである。(弘賢藏本の原本は發見されてゐない)

享和元年十一月廿日課門人岡野

山口書寫了

源弘賢

而して第一卷末に「凡神國一世云々」の章はなく、「凡國學所要云々」の章は次の如くなつてゐる。

凡國學所要雖亡論涉古今究天人自非和魂漢才不能闕其[○]國[○]奧矣

而も朱書にして幅一寸五分長八寸二分の紙片に認め第一卷末に張りつけてゐるとの事である。六人部是香の篤乃玉籤によれば平田篤胤が古史開題記を書いてゐた頃屋代弘賢が得た異本に「凡國學所要云々」の一章と共に古い奥書などもあつて、普く人にもてはやされ篤胤をも誤らせたものである。屋代翁を屢々訪問した是香は「他シ事ごもの繁かりしに紛れて見る機會を得なかつたが、谷川士清の語(中篇參看)をある姦人が少しく省いて上卷の卷尾に書き加へ奥書をも偽作してよい本の如くこしらへ成して異本と偽り其の價を貪り取つたものであらうと想像してゐる。(詳細は

中篇に譲る)弘賢は篤胤と最も親交あり、藏書に富めること小山田與清と相並んだ人である。

一六、伴信友の校本(註一) 大國隆正の「やまとたましひ」には伴信友の校本のことを論じてゐるが、現に福井縣遠敷郡雲濱村の竹原舊城内に住まれる御遺族伴信興氏(註二)から頂いた御示教にも、菅家遺誠は信友校訂書中には見え不申隨て弊家藏書中には無之、何時頃の校訂か序跋等も見し事無之候とある。従つて大國隆正の著書によつて推測し得るのみである。同書には、凡國學所要云々の章を引いて「伴信友が校本の加點にも自非和魂漢才とありて云々」とあるから點を如へたものであつたことがわかる。又同じ章に於て「信友が校本には亡論を本文として欲イとかたへにするしとあり」とあるから信友は「欲」を見ながらもそれを異本として亡論を採用したものである。次に隆正は「凡神國一世云々」の章を引いて「この文伴信友が校本にみえねばうたがふ人もあれど云々」とあるからまだこの章の入らぬものであつたことも察せられる。(やまとたましひはわざ／＼東京から送つて頂いた亘理先生の御藏書に據る) 註一、果して板本でなくて寫本であつたかは推斷し難いのであるが假りに寫本の章で説くことにした。

二、大八洲學會雜誌卷之六十六によれば信友—信近—信好—信興の系圖になつてゐる。

一七、北野文叢本 活版本については次章で述べるが沙門宗淵當時の寫本は現に京都北野神社の文庫に祕藏されてゐるので山田宮司の御厚意によつて二度まで拜見することが出來た。例の二章はいふまでも無く含まれてゐないし、更に東坊城家本の條で引用した奥書の續きに、左記の如く記されてゐる。

因云右件御遺誠傳曰出于神筆者歟亦或謂後人之作乎云々、今乃於其實則雖未識之且寫以收此中者也、近來關東士於第一卷末文文備之兩條者也之次、妄作二章以竄入其文云、凡神國一世無窮之玄妙云々、凡國學所要云々、然諸家所傳古藏菅家本、青門室本野宮家本北野八島本塙檢校本皆無彼二章之文矣、諸本凡武備之藝事乃至兩條者也、菅家遺誠卷第二云々、尙得正本可精校者耳、寫本無點、活版本返點あり

或謂後人之作乎といふ所に菅家遺誠に對する偽作が問題にされてゐるを看取すべく、更に近來關東士於第一卷末文文備之兩條者也之次、妄作二章以竄入云々といふところに例の二章の竄入問題に對して重要な資料を提供してゐる。この奥書は次

に述べべき宗淵傳で明白なるべきが如く、文政天保頃のものであるが所謂「近來」とは幾年位前をさすものかは、關東士の誰人であるかが明かにならなければ決定されない。北野文叢の編者たる沙門宗淵についてはその小傳が北野誌に載せられてゐるから之に基いてその要點を述べることとする。宗淵の幼名は佐太丸、天明六年十月西來寺歷代記正月に作る廿五日京都に生れ、父は松月院能桂西來寺歷代記に北野社僧光乘坊法橋某に作る母は繼子といつた。能桂は文學を好み俳句に長じて其名一時に高く、家世々北野天滿宮の宮仕であつた。當時北野社は曼殊院門跡上にあつて寺務を總裁し、松梅院、徳勝院、妙藏院を祠堂と稱し、下に目代、宮仕、社人等の輩があつて交々神前の役を務めたが、宗淵の家も亦その宮仕の一であつた。佐太丸は寛政二年五歳にして宮仕に補せられ、同年十月名を能瑞と改め、同十二年父歿し、其名を襲いて能桂と稱した。文化七年三月、中臈に進み、光乘坊といつたが同十年七月宮仕を辭退し出で、叡山に登り、正覺院豪怒僧正の弟子となり、名を宗淵と改めた。時に年廿八、後魚山普賢院に住し、禁中の懺法講に參内し、法眼權少僧都に任せられ、又法印權大僧都に累進した。宗淵幼より學を好み、博聞強識にして學内外古今に涉り、最も聲律の學に委しく、著述編纂の書も亦甚だ多い。けれども今世に傳ふるものは極めて稀である。北野文叢には自家の考説は一家言として之

を避け、全く古書もしくは金石口碑の徵證とするに足るものゝみを擧げてゐる。

東坊城聰長卿、深く宗淵の篤學に感じ、文政年間宗淵をして類聚國史の異同を校訂せしめ、數年にして其稿成り、關白鷹司公之を宮中に進獻し、其獻本は東坊城家に傳へたといはれてゐる。北野文叢編輯に關しては文政の初年より、比叡、大原其他の古社名刹はいふまでもなく、名門貴族の藏書を閱覽し、同十年には鎌倉荏柄天神に參詣し、江戸に至つて各處の天滿宮に參拜し、下野國天明郷の天滿宮および三河國鳳來寺天滿宮に參籠し、天保の初年、播但及び畿内を漫遊して普く天滿宮の古跡を歴訪し到る處の社記縁起は更なり、金石の詞章斷片零墨と雖も必ず之を蒐集したといふ。同十一年九月には筆生二人を従へて太宰府に至り、滿盛院に寓居して、以て神庫の御書および社中大鳥居坊等の藏書數十種を閱し、筆生を留めて謄寫せしめ、同十三年再び安樂寺の聖廟に奉賽した。かく本書の材料蒐集に關しては所謂南船北馬、三十年の久しきに涉つた、其勞想ふべきである。北野文叢の編輯は宗淵生涯の事業にして其他の著書は多く此書編輯の間に成つたものと思はれる。「妻も子も家もたからも捨てゝこそ法にあふまの風すゝしけれ」といふのは師が晩年の詠である。(以上北野誌に據る)

鳳來寺との關係については明治維新以前の要細は山内衰へ記録も十分ならざる爲めに分明しないことであり(三河國峰藥師鳳來寺報鎌倉荏柄天神からも略々同様の返事を頂いてゐる。尙右宗淵小傳の編述者も詳でないが山田宮司のお話によると、北野誌編纂の節に北野神社關係者によつて編纂されたものであるらしい。又同人の血統もあるから材料もあつたであらうとの事である。宗淵の傳に關してその生前最も關係の深かつた藤堂家に就いて照會して見たが三重縣津市丸之内の同家別邸から次のやうな御示教を得た。

直阿上人名は宗淵、竹圓坊と號す、姓菅原、京都北野社家光東坊法橋の子、天明六年生る、十二才薙髮、内外典籍を涉獵し、就中聲明の學に精し、當地寺町西來寺三十一世の住職となる。法務の傍詩文を嗜み、大師眞筆の法華經を開板し、又菅家の事蹟を調査し、北野藥草五十余卷を著す、大鹽後素來り訪ふ。談話數刻に及ぶ、後日復來り、面晤を求む、拒んで許さず、其剛愎事を誤るの相あるを知れる也、安政六年八月病歿、壽七十四、津藩平松樂齋交頗る厚し、予が祖父藤堂光淵又交あり、其自詠短冊二枚を存す、(同邸内多羅尾清三郎氏報)

一八、黒川春村の所謂流布本(春村の見た五六本) 春村は傾鼠漫筆に於て、「さて世

間に流布せる遺誠を見るに、僅に十紙にたらぬものを強て一二の兩卷とし、第一卷は廿一章、第二卷は十三章あり、拙作にして文義通せず云々」といつてをり、其第一卷第廿一章は「凡神國一世云々」ではなくて「凡國學所要云々」の一章であるといひ、「但し流布本自上に、其字あつて是なるが如し、また欲字を亡とかき無とかける異本もあれど、こは欲とある宜かるべし」ともいつてゐるから例の二章の中、「凡國學所要」の章のみが入つてをり、而も春村の希望する所及び嘉永五年版等に見えてゐるのに比すれば「其」の字を缺き、「欲」の字が「亡」又は「無」に變つてをるものもあつた譯である。之を後に詳述すべき竄入の經過について考察すれば、一入興味のある異本である。即ち「其」字を缺いたのは筆寫の誤であらうが「欲」字を用ゐずに「亡」又は「無」になつてゐるのは、竄入の根源をなす谷川士清の原文が「亡」字となつてゐることを思へばその道行が明になるであらう。

一九、黒川藏寫本　日本敎育文庫本臺本の一となつたものであるが今は見當らぬといふ（黒川眞道氏報）従つて流傳の如何も例の二章の有無も知ることには出來ない。尤も本書が黒川春村手澤のものと同であるとすれば、春村の遺著碩鼠漫筆卷之十四、菅家遺誠考に引用せるものを諸種の寫本に比較することによつて略々推測し得

ると思ふ。第四章末に、服膺而當至其墾細塵莫違とあり、第二章には凡本朝者天照大神之裔國、而天孫瓊々杵之尊、臨位之地也。嘗禘祀祭之法、無可因漢土之法、齋卜兩家之氏人、以之預有司之員とあるから、木版本よりも近衛家や東坊城家の寫本に近いものであることが察せられる。

二〇、曼殊院本 嘉永五年版の北野寺務宮院家法雲院僧正光通の序に、其書流傳至渺魯魚殊多、我王府舊藏一本、因梓以行世云々とある。曼殊院は山城國愛宕郡修學院村字一乗寺に在り、天台宗にして門跡の一、又竹内門跡とも竹内御所ともいつた。村上天皇が深く歸依されて天曆年間に北野神社を草創し、特に勅してその別當に任じた。嘉永五年版の前述の序文には、竹裏王院家の判がある位であるから、光通の所謂我王府はいふまでもなく曼殊院をさすものと推定せねばならない。然るに同院の古文書研究に二回までも出張された方のお話によつても、菅家遺誠には氣が附かれなかつたとの事であり、文部省囑託猪熊信男氏の調査の際にも發見されなかつたとの事であるから、曼殊院にも今はないものゝ様である。〔同氏報〕本書は後章に述べべき嘉永五年版の原本となつたものであるから、現存してゐるとすれば例の二章の竄入問題に一の資料を提供し得るであらうと思はれるが、發見し得ないのは遺憾

である。尤も假に發見されたとしても嘉永五年版甲本の跋から推して例の兩章はまだ竄入されてはゐなかつたらうと想像し得るやうに思はれる。

二一、太宰府本 太宰府發行の文久元年版に前權中納言菅原爲定の書いた序によれば公有遺誠二卷稿藏京師曼殊院及筑之太宰府云々とあり、それによつて起したといふ文久元年版の板木は現に太宰府神社に存するといふ同社社務所報が文久元年より十八年前即ち天保十一年といふに北野文叢の編者沙門宗淵が筆生二人を従へて太宰府に至り滿盛院に寓居して神庫の御書及び社中大鳥居坊等の藏書數十種を閲し、筆生を留めて謄寫せしめたといはれてゐる北野文叢本宗淵傳にも拘らず北野文叢中何等觸れてゐないのを見れば文久元年版に見ゆる例の二章を含んだ古寫本の所藏頗る怪しむべきものがある。而して現在その寫本は太宰府の文庫に存在しないこのことである太宰府神社社務所報之も亦現存すれば例の二章の竄入問題に一の資料を提供し得べきものである。

二二、松森本 東京商科大學商學専門部教授有馬祐政氏のお話によると長崎市西山の松森神社天滿宮にも奥書つきの寫本があつたこの事であるが同神社内伊奈熊之助氏からの御返書によれば、曾て見受けたる感もあるが今の書庫には見當らない。

家屋の改修其の他で調べ方に困つてゐるから後日確實に取調べた上でその有無を聞かせて下さるとの事である。

二三、其他 山岡俊明、小山田與清、六人部是香、大國隆正、八田知紀、狩谷金作等の使用した寫本に就いても諸種の文獻を通して察せられるが是等は何れも寫本そのものゝ研究にとつてよりも他の方面に於て貴重な資料であるから中篇及び後篇に譲つて茲には詳述しないことゝする。(此章終、一四、五、八)

附言

本論文に於ける不備の點、特に本稿に漏れた寫本や板本に就いてせめて其の所在なりとも下記へ御示教を惠まれたならば有り難く存じます(現住所 京都寺町今出川上ル五丁目東入)